

井教済金の援助希望者動向の調査結果報告者は公民権制奪を受くるの口吻を洩せるを以て之れが取消を爲すこと。市長は之に對して、
○今回扶助が公民権制奪の原因となるや否やは目下考究中にして市當局の決定し得べき事項に非ず、労働組合所長の言は強制の意味にて附言せるに過ぎず。
と答へたるも代表者側は更に陳謝を要求したので遂に労働組合所長の陳謝にて一應落着し給米を受くることとなつたのである。

決議文

五井の社會事業に對する三百萬圓の寄附に依る本年度福岡縣制實施に依つて本市に於て施行せらるる、扶助米支給に關する公民権制奪は皆等が何が故に失業したるかを無視す

るものなるをもつて六月十九日夜兼代代表者五十名参集し公民権制奪反對同盟委員會を組織し同盟委員會は公民権制奪事に總て反對することを決議せり。
一九三二、六、二〇

入場失業名列置

公民権制奪反對同盟委員會

代表者

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 重 | 廣 | 持 | 二 | 新 | 秋 | 岡 |
| 松 | 田 | 谷 | 上 | 谷 | 山 | 田 |
| 米 | 島 | | 橋 | 生 | 六 | 太 |
| 造 | 雄 | 耕 | 育 | 喜 | 郎 | 郎 |